

項目	内 容	具 体 的 施 策 等
<p>経営者の責務 基本方針</p>	<p>1 経営者の責務 (1) 輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。 (2) 輸送の安全を確保に関し、予算の確保及び体制の構築等、必要な措置を講ずる。 (3) 輸送の安全を確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。 (4) 輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。 2 輸送の安全に対する基本的な方針 (1) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く確認し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たし、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど、現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対して輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。 (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施して安全対策を不断に見直し、全社員が一丸となって輸送の安全性の向上に努めながら業務を遂行する。 (3) 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。</p>	<p>具体的揭示事項 1 安全意識の向上…前年度事故件数の20%以上削減</p>
<p>基本的 方針 達成 の 標 ・ 計 画</p>	<p>1 目標の設定(2026年度) (1) 交通事故の削減目標：前年度事故件数の20%削減 ア 春の事故防止運転励行 イ 悪天候時の事故防止運転励行 ウ 夏期の健康管理と安全運転 エ 薄暗時の事故防止運転励行 オ 年末年始、ゆとり運転実行 カ 冬道走行の安全運転励行 (2) 輸送の安全に関する投資 ア 最新車両の導入 イ SASスクリーニング検査実施 ウ 外部研修機関による運行管理者及び事故惹起者研修の実施 2 目標達成のための計画 (1) 運行管理体制の充実強化 ア 適正な点呼の実施と点呼者の権限の明確化 イ 過労運転防止のための労務管理の徹底 ウ 所長又は運行管理者のデジタコ等のデータの有効活用 エ アルコール検知器の活用による飲酒運転防止と意識の向上 オ 運転者台帳の確実作成(補正)と安全管理への活用 (2) 教育及び研修の充実強化 ア 外部関連事業者の安全教育支援の活用 イ 国交省告示第1366号にかかる教育訓練指導の実施 (3) 経営トップは各営業所の安全会議への年2回以上の出席で安全意識の共有化 (4) 貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク)の取得、維持、更新等 (5) 2026年度セーフティドライバーコンテスト(警視庁・東ト協)への参加 (6) 輸送の安全の推進に係る行事等の計画と実施</p>	<p>具体的実施内容 (1) 安全衛生会議の開催(毎月) (2) 事故惹起者面談及び事故防止検討会の開催 (3) 健康診断の実施と再検査者の医療機関への推奨促進 (4) デジタコデータのモニタリング (5) ヒヤリハット情報の共有と活用</p>
<p>マ ネ ト ジ の メ 実 ン 施</p>	<p>1 運輸安全マネジメントを的確に実施し、輸送の安全に関する計画の作成、実行、評価及び改善の一連の過程を円滑に進める。 2 運輸安全マネジメントを実施するに当たり、外部関連事業者の支援と協力によって安全性の向上に努める。 3 協力会社を利用する営業所は、当該協力会社に対して当社の運輸安全マネジメントの基本的方針等の理解を求めるとともに、当該協力会社の安全マネジメントへの取組を啓蒙し、その実施を要請する。</p>	
<p>事 故 の 発 改 生 善 時 策</p>	<p>1 緊急の安全衛生会議の開催 事故発生カンパニー長が関連者を招集し、安全衛生/購買管理課の意見を参考にしながら事故原因及び再発防止対策を立て、再発防止を図る。 2 事故防止検討会の開催</p>	<p>具体的措置 (1) 事故情報を各部門・営業所に速報し、情報の共有化を図る。 (2) 各部門・営業所で事故原因を究明して再発防止対策を策定し、対策を実施する。</p>
<p>情 報 公 開</p>	<p>1 当社の輸送の安全に対する情報を公表する。 (1) 輸送の安全に関する具体的な対策 (2) 輸送の安全に関する目標及び目標達成状況 (3) 自動車事故報告規則第2条に規定する以下の事故に関する統計 転覆、転落、火災、踏切事故、積載物事故及び死者重傷者数等 2 輸送の安全に係る以下の処分を受けた場合は、その内容、当該処分に基づき当社が講じた措置及びその措置の詳細を遅滞なく公表する。 ア 輸送の安全確保命令 イ 事業改善命令 ウ 輸送施設等の使用停止処分 エ 事業停止処分</p>	<p>具体的公表方法 (1) 事業所内に書面を掲示 (2) 会社ホームページに掲載</p>
<p>記 録 の 管 理</p>	<p>1 運輸安全マネジメントの実施状況などを記録、管理する。 2 各取組の実施状況を評価、点検し、改善点の有無を検討する。 3 運輸安全マネジメントの改善点などを次の目標や計画に反映させる。</p>	<p>具体的資料の管理(安全管理規程第18条) ア 事故報告、 イ 監査の結果 ウ 安全統括管理者の指示事項 エ 安全衛生会議の議事録 オ 各種是正措置と対策等 カ その他の公表事項等</p>